平成２１年（フ）第５０号
岩手県上閉伊郡大槌町桜木町６番11号
債務者　三上　紘司
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第５１号
岩手県釜石市小佐野町２丁目３番35号
債務者　高橋みき子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２１年（フ）第２８２号
福井県越前市府中３丁目11番８号　マンション葵Ⅱ308、旧住所福井県越前市府中３丁目６番22号　第二河合ビル
債務者　喫茶すなっくみちこと　澁谷　清子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
福井県坂井市丸岡町南今市809番地１
債務者　矢戸　　學
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
福井県坂井市丸岡町南今市809番地１
債務者　矢戸　絹代
1　決定年月日時　平成21年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
長野県千曲市大字森2469番地１
債務者　大塚　勝也
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１６４号
長野県上田市吉田２番地７
債務者　坂上　幸代
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２６４号
長野県松本市大字神林6867番地３
債務者　有井　義行
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第６６号
岐阜県高山市丹生川町新張617番地７
債務者　勝目　睦男（旧姓岩塚）
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
岐阜県高山市下切町196番地14
債務者　都竹みどり
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第４４６号
愛知県幡豆郡吉良町大字荻原字埋畑19番地
コーポダイコウ３Ｆ－Ａ号
債務者　春田　一夫
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５１０号
愛知県岡崎市中島東町３丁目２番地９
債務者　石村　信之
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９５号
三重県三重郡川越町大字豊田462番地１
債務者　米原　光広
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
三重県桑名市大字和泉748番地　金森アパート10号
債務者　廣瀬　弘枝
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２０５号
三重県四日市市河原田町3997番地
債務者　岡田　貴子
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２０６号
三重県四日市市八田１丁目８番18号　グランチェスタ田中101号
債務者　伊藤　静夫
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
三重県四日市市ときわ１丁目１番24号　岩口荘１Ｂ号、住民票上の住所宮城県仙台市青葉区栗生２丁目４番地の22
債務者　福士　和也
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
三重県四日市市札場町660番地１　グリーンノア102号
債務者　平野　明美
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係